参考資料

- 1 秦野市立地適正化計画策定の経緯
- 2 秦野市立地適正化計画策定検討の経過
- 3 秦野市立地適正化計画策定会議設置要綱
- 4 秦野市立地適正化計画策定体制
- 5 用語集

1 秦野市立地適正化計画策定の経緯

立地適正化計画策定会議設置要綱の策定



都市機能誘導区域設定の基本方針設定 立地適正化における将来都市像及び基本方針設定



都市機能誘導区域の設定



都市機能誘導区域設定素案に関するパブリック・コメント



都市機能に関する誘導施設及び誘導施策の設定



将来目標指標及び居住誘導区域、居住誘導に関する施策の設定



秦野市立地適正化計画案の作成



秦野市立地適正化計画案の パブリック・コメント 地区別説明会 (市内8地区各1回)



都市計画審議会での諮問



秦野市立地適正化計画の策定

2 秦野市立地適正化計画策定検討の経過

(1) 会議等の開催経過

年 月 日	内容
平成28年 4月25日	策定調整会議(第1回)
平成28年 5月 9日	策定会議(第1回)
平成28年10月27日	策定調整会議(第2回)
平成28年11月 4日	策定会議(第2回)
平成28年12月22日	都市計画審議会(報告)
平成29年 4月28日	策定調整会議 (第3回)
平成29年 5月10日	策定会議(第3回)
平成29年 5月25日	都市計画審議会(報告)
平成29年10月 3日	策定調整会議(第4回)
平成29年10月 6日	策定会議(第4回)
平成29年10月11日	都市計画審議会(報告)
平成29年11月 1日	広報はだの特集号(立地適正化計画の取組み、パブリック・コメントのお知らせ)
平成29年11月 1日 ~11月30日	都市機能誘導区域設定素案のパブリック・コメント(都市政策課、 行政情報閲覧コーナー、公民館、図書館、駅連絡所、市ホームペー ジでの閲覧)
平成29年12月22日	都市計画審議会(報告)
平成29年12月26日	策定調整会議(第5回)
平成30年 8月30日	策定調整会議(第6回)
平成30年10月25日	都市計画審議会 (報告)
令和元年 6月15日	広報はだの特集号 (立地適正化計画の取組み)
令和元年 6月25日	策定調整会議(第7回)
令和元年 7月26日	策定調整会議 (第8回)
令和元年 8月 1日	策定会議(第5回)
令和元年10月25日	策定調整会議(第9回)
令和元年11月 5日	策定会議(第6回)
令和元年11月14日	都市計画審議会(報告)
令和元年11月15日	広報はだの (パブリック・コメントのお知らせ)
令和元年11月20日 ~12月20日	秦野市立地適正化計画(案)のパブリック・コメント(まちづくり 計画課、行政情報閲覧コーナー、公民館、図書館、駅連絡所、市ホ ームページでの閲覧)
令和元年11月25日 ~12月10日	秦野市立地適正化計画(案)の地区別説明会(8 地区、各 1 回)
令和 2年 1月20日	策定調整会議(第 10 回)
令和 2年 2月 3日	策定会議(第7回)
令和 2年 2月20日	都市計画審議会(諮問)

(2) 計画案の地区別説明会

開催日		地区	会場	出席者数(人)
令和元年11月25日 18	3時~	鶴巻地区	鶴巻公民館	25
令和元年11月26日 18	3時~	北地区	北公民館	53
令和元年11月28日 19)時~	本町地区	本町公民館	29
令和元年11月29日 19)時~	大根地区	大根公民館	16
令和元年12月 2日 18	3時~	西地区	西公民館	35
令和元年12月 3日 18	3時~	南地区	南公民館	34
令和元年12月 5日 19)時~	東地区	東公民館	22
令和元年12月10日 18	3時~	上地区	上公民館	19
			合計	233

開催の周知方法:計画案のパブリック・コメント冊子に開催のお知らせをとじ込み、自治会組回覧、自治会連合会役員会での案内、市ホームページ

(3) 都市機能誘導区域設定素案のパブリック・コメント

ア パブリック・コメント手続きの実施概要

募集期間	平成 29 年 11 月 1 日~同年 11 月 30 日
募集の周知	広報はだの特集号(平成29年11月1日)、本市ホームページ
閲覧場所	都市政策課(市役所西庁舎 2 階)、行政情報閲覧コーナー(市役所本庁舎 3 階)、公民館、図書館、駅連絡所、市ホームページ
募集方法	電子メール、郵送、FAX、持参

イ 素案に対する市民等のご意見

内 容 分 類	件数	意見への対応区分(※)			
ri 在刀類		A	В	С	D
①第1章 制度概要に関すること	1				1
②第2章 秦野市の現状に関すること	0				
③第3章 秦野市の課題に関すること	0				
④第4章 都市機能誘導区域に関すること	8		1	2	5
⑤その他(全体にわたる意見等)	11			3	8
計	20	0	1	5	14

※意見への対応区分

A: 意見等の趣旨等を計画に反映したもの

B: 意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの

C: 意見等の趣旨等を計画に反映することは困難だが、参考とさせていただくもの

D:内容に関する質問・感想等その他のもの

(4) 計画案のパブリック・コメント

ア パブリック・コメント手続きの実施概要

募集期間	令和元年 11 月 20 日~同年 12 月 20 日
募集の周知	広報はだの(令和元年 11 月 15 日)、本市ホームページ
閲覧場所	まちづくり計画課(市役所西庁舎2階)、行政情報閲覧コーナー(市役所本庁舎3階)、公民館、図書館、駅連絡所、市ホームページ
募集方法	電子メール、郵送、FAX、持参

イ 計画案に対する市民等のご意見

内 容 分 類		· 件数	意見への対応区分(※)				
	PI 在 万 独	11年 数	A	В	С	D	E
①第1章	立地適正化計画の概要	6		1	1		4
②第2章	秦野市の現況	4			2	1	1
③第3章	秦野市の課題	0					
④第4章	立地適正化の方針	7			2		5
⑤第5章	都市機能誘導区域	2		1		1	
⑥第6章	誘導施設	2					2
⑦第7章	居住誘導区域	6		2	1		3
⑧第8章	誘導施策	16		1	9		6
9第9章	目標指標	5			4		1
⑩その他	(全体にわたる意見等)	39	1	1	6		31
	計	87	1	6	25	2	53

※意見への対応区分

A: 意見等の趣旨等を計画に反映したもの

B: 意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの

C: 今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの

D:計画に反映できないものE:その他(感想、質問等)

3 秦野市立地適正化計画策定会議設置要綱

(平成28年4月1日施行) 改正平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の人口減少及び少子高齢化の進展に対し、都市機能や居住を誘導する 区域を定めて地域コミュニティ及び生活サービスの質を維持し、持続可能な都市構造を構築す ることを目的として、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する 立地適正化計画(以下「計画」という。)の策定に向けた検討組織である秦野市立地適正化計画 策定会議(以下「策定会議」という。)を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定め る。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の基本的な方針、施策等について検討し、及び策定について協議する。

(組織)

- 第3条 策定会議は、市長が主宰し、両副市長、教育長及び部等の長(議会及び行政委員会を除 く。)により構成する。
 - 2 策定会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

(下部組織の設置)

第4条 策定会議に、その下部組織として立地適正化計画策定調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(調整会議)

- 第5条 調整会議は、計画の策定に向けた全庁的事項に係る調整を行う。
 - 2 調整会議は、都市部長が主宰し、部等の庶務を担当する課長及び交通住宅課長により構成する。
 - 3 調整会議の運営上必要があると認めるときは、その構成員以外の者を出席させることができる。
 - 4 調整会議は、市長又は都市部長が必要と認めるときに開催する。

(庶務)

第6条 策定会議及び調整会議の庶務は、まちづくり主管課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議及び調整会議の運営に必要な事項は、策定会議 に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、計画を公表した日に、その効力を失う。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

4 秦野市立地適正化計画策定体制

(1) 立地適正化計画策定会議

(平成28年4月1日~令和2年3月31日)

	構成員(平成 28 年度から 30 年度)	構成員(平成31年度から令和元年度)
1	市長	市長
2	副市長	副市長
3	教育長	教育長
4	政策部長	政策部長
5	財務部長	総務部長
6	市長公室長	くらし安心部長
7	危機管理監	文化スポーツ部長
8	市民部長	福祉部長
9	福祉部長	こども健康部長
10	こども健康部長	環境産業部長
11	環境産業部長	都市部長
12	建設部長	建設部長
13	都市部長	上下水道局長
14	上下水道局長	教育部長
15	教育部長	消防長
16	消防長	_

(2) 立地適正化計画策定調整会議

(平成28年4月1日~令和2年3月31日)

	構成員(平成 28 年度から 30 年度)	構成員(平成31年度から令和元年度)
1	都市部長	都市部長
2	企画課長	総合政策課長
3	広報課長	文書法制課長
4	財政課長	市民活動支援課長
5	市民活動支援課長 (平成 28 年度は市民自治振興課長)	生涯学習課長
6	地域福祉課長	地域共生推進課長
7	子育て支援課長	子育て総務課長
8	環境保全課長	環境共生課長
9	建設総務課長 (平成28、29年度は建設管理課長)	まちづくり計画課長
10	都市政策課長	建設総務課長
11	経営総務課長	経営総務課長
12	教育総務課長	教育総務課長
13	消防総務課長	消防総務課長
14	公共交通推進課長	交通住宅課長

(3) 助言をいただいた有識者

氏名	役職等	備考
森本 章倫	早稲田大学理工学術院 教授	日本交通政策研究室常務理事など

5 用語集

あ行

■ I o T (アイオーティー)

パソコン等だけでなく、様々な「モノ」がセンサーと無線通信を介してインターネットの一部を構成するもので、「モノのインターネット」(IoT:InternetofThings)と言われている。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出す。

● I C T (アイシーティー)

情報処理や通信に関する技術などの総称。地域社会においても、少子高齢化・医師不足・協働教育の実現・地域経済の活性化など、様々な課題に対応するために活用することが期待されている。

●アクセス

目的地までの交通手段のこと。

●インフラ

道路や上下水道施設など産業や生活の基盤 となる施設。

●エイジフレンドリーシティ

WHO(世界保健機関)が、世界的な高齢化と都市化に対応するため、「高齢者にやさしいまちがあらゆる世代にやさしいまちになる」という趣旨のもとに立ち上げた、自治体等で構成する国際的なネットワークのこと。

\bullet A I

人工知能のこと。

●API

Application Programming Interface の略。 プログラムからソフトウェアを操作するためのインターフェイス (接続仕様) のこと。

か行

●開発許可

都市計画法第29条第1項及び第2項に掲げ る許可のことをいう。都市計画区域内外にお いて、都市計画法第29条に定める許可を必 要とする開発行為をしようとする者は、あら かじめ、都道府県知事等の許可を受けなけれ ばならない。開発許可制度は当初、市街化区 域及び市街化調整区域の制度を担保するこ とを目的とし創設されたが、現在では一定規 模以上の開発行為に対して所定の水準を確 保させるため、都市計画区域内外において適 用されている。開発許可の基準は、開発区域 に一定の技術的水準を保たせるもの(技術基 準)と、市街化調整区域内において開発行為 を例外的に認容するためのもの(立地基準) の 2 つに大別され、市街化調整区域以外で は、技術基準のみが適用される。(同法第33 条・34条)

●基幹的公共交通

1日の運行本数が30本以上/日の運行頻度 (おおむねピーク時片道3本以上に相当)の ある公共交通のこと。

●既存ストック

市街地において、これまでに整備された道路・公園・下水道などのインフラ施設、又は 学校・病院・住宅などの建築物。

●急傾斜地崩壊危険区域

崩壊する恐れのある急傾斜地(傾斜度が 30 度以上の土地)で、崩壊により相当数の居住 者その他の者に危害が生ずる恐れのあるも の、及びこれに隣接する土地のうち、崩壊を 助長・誘発する一定の行為を制限された区域。 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す る法律第2条)

●居住機能

都市活動や都市機能の一部であって、住宅地など居住に関する機能のこと。

●居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

●拠点

都市機能(商業・業務・居住・文化・福祉・ 行政等)が集積しており、多くの人が集まる 場所であり、徒歩・公共交通等により、多く の人が到達可能な場所のこと。

●公共交通

電車、バスなどの不特定多数の人々が利用できる交通機関。

●公共交通軸

拠点間を結び都市の連携を促進させる軸。基 幹公共交通軸を含む。

●工業専用地域

都市計画法による用途地域の一つで、工業の 業務の利便の増進を図る地域。住居の建築は できない地域。

●工業地域

都市計画法による用途地域の一つで、主として工業の利便を増進するための地域。あらゆる工場のほか住居や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない地域。

●高次都市機能

医療・福祉・商業等の都市機能のうち、広域 の地域を対象とした、質の高いサービスを提 供する機能。

●交通結節点

徒歩、自転車や自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えるこ

とができる場所。一般的には、鉄道駅やバスターミナルを指す。

●交流人口

買い物、通勤・通学、文化、スポーツ、レジャー、観光、ビジネスなどの様々な目的で、 その地域を訪れた(交流した)人口。

●国勢調査

我が国に住んでいるすべての人を対象とする統計調査で5年ごとに実施。都市計画や各種の基本計画・開発計画など行政施策の策定に当たって、人口、世帯など、基礎資料として提供する役割を担っている。

●国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う機関。

●コミュニティ

地域共同体又は地域共同社会。共同生活が行われる一定の地域社会。

●コミュニティタクシー (乗合タクシー) 交通空白・不便地域への対応として導入した 一般のワゴン型の車両を使用した小規模な バス交通。

●コンパクトシティ

都市の中心部やその周辺の生活利便性の高い地域に社会基盤の集中投資を行い、行政・ 商業施設や住宅など様々な機能が集積した 持続可能な都市構造。

●コンパクトなまちづくり

都市部の有効利用や中心部での都市機能の 集約化などにより、徒歩などによる移動性を 重視した都市形態またはその都市政策のこ と。

さ行

●災害危険区域

災害に備え、住宅や福祉施設などの居住用建築物の新築・増改築を制限する区域。(建築 基準法第39条)

●市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市 街地として積極的に開発・整備する区域。具 体的には、すでに市街地を形成している区域 と、おおむね10年以内に優先的・計画的に 市街地を図るべき区域。

●市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市 街化を抑制すべき区域。(同法第7条第3項) 市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る場 所として開発や建築が制限されている区域 のこと。

●市街地開発事業

市街地内の、土地利用の細分化や老朽化した 木造建築物の密集、十分な公共施設がないな どの都市機能の低下がみられる地域におい て、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市 機能の更新を図ることを目的に行う。地区内 の建築物の全面的な除却や細分化された敷 地の統合、公園、緑地、街路等の公共施設の 整備など。

●市街地整備

良好な市街地環境を創出することを目的として、市街地の基盤施設や環境を整備することを総称していう。一般に道路、公園などの基盤施設の整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの面的な整備をいう。

●地すべり防止区域

地すべりのおそれが極めて大きい地域及びこれらに隣接する地域のうち、地すべりを助長・誘発する一定の行為を制限された区域。 (地すべり等防止法第3条7項)

●自然環境保全地域

人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域として、自然環境保全 法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保 全に努める地域のこと。

●自然公園

優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図ること等を目的として、自然公園法及び都道府県条例に基づき指定される、国立公園、国定公園、県立自然公園のこと。

●自動車分担率

移動に際しての鉄道やバス、自動車、徒歩、 自転車といった移動手段総数に占める、自動 車利用の移動数の割合のこと。

●準工業地域

用途地域のうち、主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため 定める地域。なお、住宅や商店など多様な用途の建物が建てられる。

●生涯活躍のまち構想

東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方やまちなかに移り住み、多世代と 交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることが できるような地域づくりを目指すもののこと。

●小規模多機能施設

介護が必要となった高齢者が、住み慣れた 家・地域での生活を継続することができるよ うに、利用者の状態や必要に応じて、「通い」 を中心に「泊まり」「訪問」の3サービスを 組み合わせて提供する在宅介護サービス。

●職住近接

働く場と住まいが近いこと。

●人口集中地区(DID地区)

人口密度が 4,000 人/km²以上の地区が互い に隣接し、それらの人口の合計が 5,000 人以 上となる地区。

●浸水想定区域

降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 定される区域。(水防法第14条)

●生活サービス施設

医療・福祉、買い物等の日常生活に必要なサービス機能のこと。

●生活利便施設・生活サービス施設

居住地の周辺に立地する日常生活を送る上で必要な施設のこと。医療・福祉(高齢者福祉施設は入所系除く)・子育て支援・商業などに係る施設。

●生産年齢人口

人口統計で、生産活動の中心となる 15 歳以 上 65 歳未満の人口。

●生産緑地地区

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る地区として、都市計画に定められた地区のこと。

■ZEH住宅(ゼッチ)

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスで、「快 適な室内環境」と「年間で消費する住宅のエ ネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に 実現する住宅のこと。

\bullet Society 5. 0

IoT、ロボット、AI、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。

た行

●第4次産業革命

18 世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20 世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970 年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、Society5.0の達成による技術革新を指す。

●地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●地域森林計画対象民有林

全国森林計画(森林法第4条)に即して、都 道府県知事が5年ごとに10年を1期として、 対象とする森林の区域、森林の整備及び保全 の目標などを定める「地域森林計画(法第5 条)」の対象となる民有林のこと。

「民有林」とは国が所有する「国有林」以外 の森林のこと。

民有林には、個人や法人が所有する私有林の ほか、都道府県や市町村が所有する公有林も 含まれる。

●地域包括ケアシステム

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制。

●地域包括支援センター(地域高齢者支援センター)

地域の高齢者の総合相談、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及

び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関。

●地区計画

地区レベルのまちづくりを計画する制度。建築物の用途・形態などに関する規制を定める ことができる。

●中心市街地

商業施設などの都市機能が相当程度集積し、 経済活動や都市活動で市町村の中心として の役割を果たしている市街地。

●超高齢社会

65歳以上の人口の割合が総人口の21パーセント以上を占めている社会のこと。

●低未利用地

市街化区域内において、空き地や企業の遊休 地など、長期間に渡り利用されていない土地 や駐車場など周辺地域の利用状況に比べて 利用の程度が低い土地。

●都市機能誘導区域

医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。

●都市機能

都市の生活を支える商業や医療・福祉・子育 て・教育・防災等の役割(働き)のこと。

●都市機能増進施設 (誘導施設)

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設のこと。

●都市基盤

道路や河川、下水道などに代表され、都市活動(生活や産業活動)を支える基幹的な施設のこと。

●都市計画運用指針

都市計画制度の運用に当たっての基本的な 考え方や、都市計画制度、手続きの運用のあ り方、個別政策課題への対応について、国が 地方公共団体に対して示した指針。

●都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保していくまちづくりを効率的に行うために、都市を一体的かつ総合的に整備や開発、保全することが必要な区域を、都市計画法に基づいて知事が「都市計画区域」として定める。秦野市では市全域が「都市計画区域」である。

●都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。

●都市再生推進法人

都市再生特別措置法に基づき、まちづくりを担う法人として市町村が指定するもの。

●都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上などを目的に平成14年に制定された法律。その後、平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となった。

●十砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民などの生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条1項)

●土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。(土砂災害警戒区域等における土

砂災害防止対策の推進に関する法律第9条1 項)

●土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の 土地について、公共施設の整備改善及び宅地 の利用の増進を図るために、土地の区画形質 の変更及び公共施設の新設又は変更に関す る事業。

●土地利用規制

市街化区域と市街化調整区域に分類する区域区分制度や用途地域などによる土地所有者の利用の自由に対する制限。

●徒歩圏

鉄道駅やバス停、生活利便施設などを徒歩で 利用できる範囲を示すもの。

な行

●日常生活サービス徒歩圏

生活サービス施設(医療・福祉・商業等)及び基幹的公共交通(バス30本/日以上)の全てのサービスを一般的な徒歩圏半径800mで利用できる生活利便性の高いエリアのこと。

●日常生活サービス利用圏

生活サービス施設(医療・商業800m、福祉施設1,000m)及び基幹的公共交通利用(鉄道駅800m、バス(30本/日以上)300m)の利用圏の範囲に含まれる生活利便性の高いエリアのこと。

●認定こども園

就学前の子どもを対象とした保育・教育施設のうち、一定の基準を満たすとして認定を受けたもので、保育所と幼稚園の機能や特長が一体化した施設。

●農業振興地域

農業の振興を総合的に図る地域として、市が 策定する「農業振興地域整備計画」に基づき 指定された地域のこと。

●農用地区域

農業振興地域内で農用地として利用すべき 土地の区域として定められる区域。農用地区 域では開発行為の規制などの土地利用規制 が課せられる。

は行

●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障 壁(バリア)となるものを除去すること。

● P & R (パークアンドライド)

郊外や都心周辺部のバスターミナルやバス 停周辺などに駐車場を整備し、マイカーから バスへの乗り継ぎを図るシステムのこと。

• PRE

Public Real Estate。公的不動産のこと。

●非可住地

水面や山林、工業地など居住することのできない土地のこと。

●ヘルスリテラシー

健康や医療に関する情報を理解・活用できる力のこと

ま行

●まちなか居住

中心市街地など、利便性の高いエリアに居住すること。

●マネジメント

所有する資産などを経営の視点から総合的 かつ総括的に企画、管理及び利活用する手法。

●未来投資戦略

内閣府による成長戦略未来投資戦略。働き方 改革及び人材活用を通じた「生産性の向上」 や、イノベーションの促進等を位置付けてい る。

●メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が 組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬 化性疾患をまねきやすい病態のこと。

や行

●用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ペい率および各種の高さについて定める。地域地区の一つ。

ら行

●ライフスタイル

個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えてその人の独自性を示す際に用いられる。

●立地適正化計画

居住や医療・福祉· 商業の都市機能の誘導などに関する事項を位置づけ、コンパクトなまちづくりを進めるために市町村が策定する計画。

●老人デイサービスセンター

日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法や生活などに関する相談及び助言、健康診

査などの様々なサービスを日帰りで提供することを目的とする施設。

●ロコモティブシンドローム(運動器症候群) 運動器の障害により「要介護」になるリスク の高い状態のこと。

秦野市立地適正化計画

令和2年(2020年)4月発行

編集・発行 秦野市都市部まちづくり計画課 〒257-8501

神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-5111 (代表)

FAX 0463-82-7410

e-mail machi@city.hadano.kanagawa.jp

